

✿ 八頭町不育症検査治療費助成金のおしらせ ✿

八頭町では、不育症の方の経済的負担軽減を図るため、不育症の検査や治療に係る費用の助成をしています。

○助成金額

助成対象経費の2分の1を助成
(同一夫婦につき1年度につき10万円)

○対象となる検査・治療

不育症と診断するための検査及び不育症の治療(当該治療に伴う検査を含む)に要した費用

※ただし、下記の費用は対象外

- ・保険適用の検査・治療費
- ・不育症検査・治療に直接関係のない経費
- ・鳥取県不育症検査費助成金の助成対象となる検査費用

※ただし、令和3年4月1日以降に開始した不育症検査・治療から対象とします。

○対象者

- ☑ 次の要件のすべてに該当する方
- ☐ 対象となる検査・治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦
- ☐ 申請時点において、夫もしくは妻のいずれか一方またはその両方が八頭町に住所を有する者
- ☐ (公社)日本産科婦人科学会の会員である産婦人科専門医が所属する医療機関で不育症診断を受けた方
- ☐ 助成金の申請を行う不育症検査・治療について、他の自治体から助成を受けていないこと

○申請に必要な書類

- ① 八頭町不育症検査治療費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 八頭町不育症検査治療費実施医療機関証明書(様式第2号)
- ③ 医療機関が発行する助成対象経費にかかる領収書及び診療明細書(写)
- ④ 夫及び妻の住民票(申請日の3か月以内に発行されたもの)
※マイナンバーの記載がないもの
※八頭町民で住民基本台帳を確認することに同意した場合は省略可
- ⑤ 住民票で夫婦であることが確認できない場合は、婚姻していることが確認できる書類
 - ・法律婚の場合 両人の戸籍抄本等
 - ・事実婚の場合 両人の戸籍謄本及び事実婚関係に関する申立書(様式第3号)



○申請期限

不育症検査又は治療終了日の属する年度内(3月31日まで)

※ただし、2月1日~3月31日の間に終了した場合は、特例措置として翌年度5月31日まで申請できます。

○申請・問合せ先

〒680-0463
八頭郡八頭町宮谷 254-1
八頭町役場 保健課
(こども家庭センター)
☎(0858)72-6511